

平成 27 年

第 1 回市議会定例会 議案第 62 号

函館市就学指導委員会条例の一部改正について

函館市就学指導委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 27 年 2 月 26 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市就学指導委員会条例の一部を改正する条例

函館市就学指導委員会条例（平成 9 年函館市条例第 58 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

函館市教育支援委員会条例

第 1 条中「函館市就学指導委員会」を「函館市教育支援委員会」に改める。

第 2 条中「心身の障害の種類，程度等」を「適切な就学先および教育上必要な支援の内容」に改める。

第 8 条を第 9 条とし，第 7 条を第 8 条とし，第 6 条の次に次の 1 条を加える。

（委員以外の者の出席）

第 7 条 委員会は，必要があると認めるときは，委員会の会議に委員以外の者の出席を求め，その意見または説明を聴くことができる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は，平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の函館市就学指導委員会条例（以下「改正前の条例」という。）

第 1 条の規定により置かれた函館市就学指導委員会は，改正後の函館市教育支援委員会条例（以下「改正後の条例」という。）第 1 条の規定により置く函館市教育支援委員会となり，同一性をもって存続する

ものとする。

- 3 この条例の施行の際現に改正前の条例第4条第1項の規定により函館市就学指導委員会の委員に委嘱され、または任命されている者（以下「旧委員」という。）は、改正後の条例第4条第1項の規定により函館市教育支援委員会の委員に委嘱され、または任命された者とみなし、その任期は、同条第2項本文の規定にかかわらず、旧委員としての残任期間とする。

（特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正）

- 4 特別職の職員の給与等に関する条例（昭和40年函館市条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「就学指導委員会」を「教育支援委員会」に改める。

（提案理由）

就学指導委員会の名称を変更し、児童等の教育上必要な支援の内容について調査審議することとすることに伴う規定の整備をし、および委員以外の者の会議への出席に関する規定を整備するため